

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月27日
【会社名】	興銀リース株式会社
【英訳名】	IBJ Leasing Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本山 博史
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【電話番号】	(03)5253-6511 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 佐藤 健介
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号
【電話番号】	(03)5253-6511 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 佐藤 健介
【縦覧に供する場所】	興銀リース株式会社首都圏営業第二部 (埼玉県さいたま市大宮区仲町二丁目65番2号) 興銀リース株式会社大阪営業部 (大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 興銀リース株式会社名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦一丁目11番11号) 興銀リース株式会社神戸支店 (兵庫県神戸市中央区京町69番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2019年6月25日開催の当社第50回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2019年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項
当社普通株式1株につき40円
2. その他の剰余金の処分に関する事項
 - ① 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 5,000,000,000円
 - ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

商号を「興銀リース株式会社」から「みずほリース株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）の変更を行う。変更の効力発生日は、2019年10月1日とする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、津原周作、丸山伸一郎、釜田英彦、藤木靖久、小峰隆夫、根岸修史、萩平博文、鷺谷万里、安部大作及び矢部延弘の10氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、船木信克氏を選任する。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

取締役の報酬等の総額「年額500百万円以内」は変更せず、社外取締役分の報酬等の額のみを増額し、年額50百万円以内から年額80百万円以内に改定する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度一部改定の件

中期経営計画の対象期間を変更することに伴い、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」の対象期間と拠出上限を改定する。対象期間は、3年から各中期経営計画の対象期間へ変更し、拠出上限は、1,050百万円（うち取締役分420百万円）/3事業年度から、350百万円（うち取締役分140百万円）/1事業年度へ変更する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	決議結果
第1号議案	438,401個	2,844個	0個	99.3%	可決
第2号議案	440,603個	641個	0個	99.8%	可決
第3号議案					
津原周作	439,177個	2,064個	0個	99.5%	可決
丸山伸一郎	439,077個	2,164個	0個	99.4%	可決
釜田英彦	439,287個	1,954個	0個	99.5%	可決
藤木靖久	439,186個	2,055個	0個	99.5%	可決
小峰隆夫	437,609個	3,632個	0個	99.1%	可決
根岸修史	440,394個	847個	0個	99.7%	可決
萩平博文	440,307個	934個	0個	99.7%	可決
鷺谷万里	440,522個	719個	0個	99.8%	可決
安部大作	388,650個	52,591個	0個	88.0%	可決
矢部延弘	397,590個	43,651個	0個	90.0%	可決
第4号議案					
船木信克	343,287個	97,956個	0個	77.7%	可決
第5号議案	439,439個	1,254個	550個	99.5%	可決
第6号議案	439,260個	1,984個	0個	99.5%	可決

(注) 各議案の可決要件は、次のとおりです。

- ・第1号議案、第5号議案及び第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の三分の二以上の賛成です。
- ・第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の一以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(参考)

議決権の総数 489,929個

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上